

令和元年11月1日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年11月1日(金)
13時55分～16時10分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件
議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について 5件
議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について 7件
議案第27号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) 利用状況調査による非農地通知について
5) その他

出席委員 20名

1番 高田 法定	11番 荒木 貞道
2番 宇川 傳治	12番 日光 善治
3番 中島 一朗	13番 三輪 和雄
4番 古村 正夫	14番 大谷 文男
5番 山崎 和英	15番 西尾 信秋
6番 田悟 敏子	16番 島倉 博
7番 中村 重樹	17番 水上 俊秀
8番 和田 俊信	18番 杉森 清弘
9番 青島 由弘	19番 吉江 秀一
10番 高藤 孝一	20番 前田 真一郎

欠席委員

令和元年11月1日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
<p>会長</p>	<p>皆さん、ご苦勞様でございます。時間前ではございますが、皆さんお揃いですので始めさせていただきたいと思ひます。最初に、今回の総会の日程を変更いたしました。当初の日程では、農業関係の視察等の日程と重なり、多数の方が欠席されるということで、本日にさせていただきました。全員出席ということで、誠にありがとうございます。そして先月、皆様には非農地通知での農家への訪問をしていただき、ご苦勞様ございました。先ほど事務局の方でお話をさせていただきましたが、無事に終了したということでした。私も〇〇委員さんと一緒に行つて、農家の方も「わかっています。ありがとうございます。」と、快く受け取っていただきました。ただ、まだたくさんあるということで、そちらも非農地にしたいというお話でした。皆さんも同じような感じではなかったかと思ひます。まだ第1回目ということで、今後も定期的に行つていくと思ひますが、またご協力をお願いいたします。よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会11月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は20名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員はございません。本日の議事録署名委員を指名いたします。2番の宇川委員さん、3番の中島委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第24号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計4件</p> <p>○議案第25号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計5件</p> <p>○議案第26号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計7件</p> <p>○議案第27号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。お願ひします。</p>

事務局	<p>議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号9番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、合計面積は231㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号9番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告致します。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。申請地は、〇〇の887番地、面積が231㎡の田となっております。位置図の2ページをご覧ください。こちらは昭和40年代に、土地の所有者の方と耕作者の〇〇さんのお父様がお話されて、田んぼをやりくりして現在まで耕作されてきました。それを、すっきりした方がいいのではないかとということで、〇〇さんがこちらを買われました。後から4条、5条の方にも出てきます。今後も〇〇さんが耕作を続けていくということでしたので、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号10番と11番は関連しておりますので、続けて事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号10番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、合計面積は293㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。次に、受付番号11番も、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、合計面積は65㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、3ページから6ページをご覧ください。</p>

	<p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。</p> <p>補足説明をいたします。農地法第3条第2項5号においては下限面積が定められており、譲受人の権利取得後の経営面積が5反以上なければ、許可されないことになっています。今回、受付番号10番の譲渡人である〇〇さんが売買にて譲り渡す農地の面積は2筆で、合計293㎡であり、譲受人である〇〇さんの権利取得後の経営面積は1,389㎡となります。同様に受付番号11番についても、譲渡人である〇〇さんが売買にて譲り渡す農地の面積は2筆で、合計65㎡であり、譲受人である〇〇さんの権利取得後の経営面積は合計1,454㎡となります。5反要件を満たさないこととなりますが、農地法第3条第2項5号の但し書きで、「農地の位置、面積、形状からみて、隣接農地と一体的に利用しなければ利用することが出来ない場合であって、隣接農地を耕作しているものが、当該農地の権利を取得する場合」は、下限面積未満でも許可でいることとされています。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号10番と11番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>今、事務局から言われた通りです。下限面積を下回っております。位置図の3ページをご覧ください。〇〇があります。ちょうどここに昔のアユ小屋があった所です。譲受人の〇〇さんは83歳で、そのお父様の代からこちらを耕作されておりました。数年前まで、ずっと自分の所が所有している田んぼだと思っていたそうです。6ページをご覧ください。茶色の所が譲渡人の〇〇さんの土地です。空白の所、1167-1が〇〇さんです。公図を見ると、他にも1182-1と2など、他にもまだまだたくさんの方が入ってしまっていて、山林もありますし、畑もありますし、富山県もあります。承諾をもらえるところからもらっていきこうということで、今回、〇〇さんと〇〇さんの2件分だけを第3条に申請されました。田んぼ1枚しかないですが、大事な田んぼなので、ということでした。よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>ここは1枚になっていますか。建物はありますか。</p>

〇〇委員	はい。1枚の田んぼです。1枚で1反ほどです。ちゃんと耕作もしてあります。建物は無いです。
〇〇委員	今後、他の地番の申請が上がってくるということですか。
〇〇委員	出てくる可能性はあると思います。
会長	他に無いようですので、次に受付番号12番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号12番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、合計面積は457㎡となっております。譲受人が〇〇、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、7ページと8ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号12番について調査報告をお願いします。
〇〇委員	<p>ご苦労様です。譲渡人が〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇とお話をして参りました。8月の総会でも申請しております。位置図の8ページをご覧ください。101番の三角形の土地の右側に車庫が建っていて、周りが畑になっています。車庫を壊して、宅地である102番の中に建て棟が3つありますが、ここも〇〇が買って、土改で田んぼにするとお話を聞いてきました。8月には104番地、103番地、58番地、59番地、60番地、61番地を〇〇が買っていますので、土改によって宅地が田んぼになります。そういうことですので、違反転用は無くなります。もう一つは、こちらに道がありますが、赤線はさわれないそうで、この道だけが残るそうです。以上です。よろしくをお願いします。</p>
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。

〇〇委員	〇〇さんの家は無くなるということですか。
〇〇委員	無くなります。もうお母様は〇〇に行かれたそうです。
〇〇委員	現在はどうなっていますか。
〇〇委員	102 番地に大きい家と納屋と車庫、反対側の 101 番地に車庫があります。売買したお金で壊して、更地にして終わりだと思います。
会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第 2 4 号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第 2 4 号については「承認」といたします。続いて、議案第 2 5 号「農地法第 4 条に規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第 2 5 号の「農地法第 4 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書の 2 ページをご覧ください。受付番号 6 番と 7 番は関連しておりますので続けて説明致します。受付番号 6 番は、申請者が〇〇さんです。7 筆の合計面積が 895 m²で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。受付番号 7 番は、申請者が〇〇さんです。10 筆の合計面積が 679 m²で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、9 ページから 12 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号 6 番と 7 番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	6 番と 7 番について報告致します。申請者は〇〇の〇〇さんと、〇〇の〇〇さんです。〇〇さんの申請地は〇〇700 番地、外 6 筆の田で合計面積が 895 m ² と、〇〇さんの申請地は〇〇708 番地、外 8 筆と〇〇727 番地の合計面積が 679 m ² です。位置図は 9 ページと 12 ペ

	<p>ページをご覧ください。9ページの赤い斜線の部分が〇〇さん、10ページは〇〇さんの申請地になります。これでこの辺の田んぼは無くなるのではないかと思います。〇〇さんと〇〇さんが、共同で駐車場を造って、〇〇に貸すということです。以上です。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号8番についての審議に移りますが、〇〇委員さんに関係があるため、一旦退室をお願いします。</p>
	<p>〈〇〇委員 退室〉</p>
会長	<p>それでは、受付番号8番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号8番は、申請者が〇〇さんです。2筆の合計面積が630㎡で、共同住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、13ページから17ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号8番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>それでは8番の報告をいたします。申請者は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇の883番地、外1筆です。面積は630㎡です。位置図は13ページをご覧ください。805番地の隣に申請地の883番地と884番地があります。これが3条で説明しておりました土地を交換した所です。〇〇さんが耕作者に出されていた部分を耕作者が放棄されたということで、本人が田んぼをしていなかったし、これからはできないということで、共同住宅の話が持ち上がり、アパートを建てることになりました。境界部分はコンクリートの擁壁で囲み、隣接地への土砂の流出を防ぎ、雨水については敷地内に自然浸透させるということです。地区の同意書については、ほとんど出ています</p>

	<p>が、お1人だけ事情により出ていません。それに対しての経緯書というものが出ております。これに対して、事務局の方から補足があればお願いします。</p>
会長	<p>それでは、事務局からどうぞお願いします。</p>
事務局	<p>補足致します。今回の案件についてと、この後5条申請にもありますが、位置図の15ページの885番、共同住宅敷地への転用申請につきまして、隣接耕作者からの同意を得られておりません。隣接耕作者からの同意は農地法上必須のものではなく、申請者が交渉を重ねても隣接耕作者からの同意が得ることができない場合、富山県独自の措置といたしまして、交渉の経緯等を詳細に記述した経緯書を申請書に添付し、小矢部市農業委員会は事由を調査し、審議した結果を記載した意見書を付けて県に進達することになっております。その上で県の方で許可できるかどうかを判断するという流れになります。この件につきましては経緯書が添付されており書類上問題はありませんが、隣接耕作者の同意をまったく得る必要が無いという事ではないということもお伝えいたします。今回は交渉を重ねた結果、同意が得られていないということで、小矢部市農業委員会で保留とか、不許可ということにはなりません。小矢部市農業委員会として、今後県へ意見書を提出するにあたり、周辺農地への影響等について審議をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは経緯等について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>経緯等について説明いたします。位置図の14ページをご覧ください。今、隣接耕作者からの同意が出ていない部分というのが、赤く囲ってある部分の北側の881番の田の所有者、耕作者になります。それでは、まず、同意が得られていないことに関しての経緯について説明いたします。申請者は今回の申請にあたり、当該隣接耕作者宅を個別に訪問し、同意を願ったが、一部隣接耕作者から同意が得られていない状況である。同意が無かったということで、小矢部市農業委員会では事由を調査するため、令和元年10月23日に小矢部市役所において、申請人と不同意の隣接耕作者、及び町内会長等の関係者から事情を伺いました。隣接耕作者が同意できない主な理由としまして、①工事説明が不十分であるということ。②用排水路に</p>

	<p>雨水を流すことへの心配があること。③アパート建設後の日当たりの心配をしておられることが、主な理由となっております。こちらに対して、同意を得るための申請人の対応としまして、聞き取りを行った結果と経緯書に書かれている文書に相違がございませんが、①これまで開催していなかった周辺住民等に対する全体説明会を11月上旬に開催して、丁寧な工事説明を行う。②雨水排水については、すべての雨水を排出しないということは難しいですが、駐車場の下部に極力地下浸透させる計画に変更する。③日当たりについては、アパート建設後の日照については、日影図を作成し広範囲に影響がないことを確認するという事です。申請人は上記の通りに対応することで、隣接耕作者及び周辺住民等に理解を頂けるように努めるとのことでした。こちらの意見等を踏まえて、周辺農地に影響がないものと考えられます。同意が得られないことについて審議をお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの支障等、検討結果について、ご質問等はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>11月上旬に業者が近隣住民に工事説明をするということですが、本来ならば、①から③というのは、申請が出される前にしないといけないことではないですか。だから、住民とトラブルになるわけですよ。しっかりと工事業者がやるべきことです。それをやらないで同意してほしいと言うのは、トラブルになって当然だと思います。</p>
〇〇委員	<p>11月上旬の説明会後に農業委員会の総会にかけられないのですか。</p>
事務局	<p>その件につきまして、いったん保留にして工事説明を充分にして、同意を取ってから申請できないのかということも県に確認をしましたが、県としては、隣接耕作者から同意を得られていない状況でも、受付をして県に進達をしてほしいということでした。必要書類は揃っているので、小矢部市農業委員会の方で保留とか不許可として返却するものではないということでした。基本的には、隣接耕作者の同意書は取らないといけないので、小矢部市農業委員会としても指導はしておりますが、今回は地元住民への説明が十分にされていなかったということで、23日に話し合った時に、この後調整をして説</p>

	<p>明会を行うということで、今回の総会で議案として出させていただいており、県に進達するという事です。</p>
〇〇委員	<p>私達が転用の許可を出すのではないのですか。</p>
事務局	<p>農業委員会では通常、許可相当であるという意見書を出すために、総会で審議していただいています。あくまで許可を出す、出さないという判断は富山県が行っており、県から許可証が送られてきます。</p>
〇〇委員	<p>後々、もめた時のことを考えると許可相当であるといった意見書を出さない方がいいですね。問題になるのではないのですか。</p>
〇〇委員	<p>要するに、業者と隣接者や近隣住民の方と一度お話をさせていただいて、後は県にお任せするという方法しかないということですね。</p>
事務局長	<p>少し補足をさせていただきますと、書類は整っています。しかし、同意書はないのです。本来であれば、同意書があつて、話が進むのが望ましいので隣接者をお願いをされました。同意を得たうえで申請書を持ってきていただければ望ましいのですが、必要書類が整っているのに、受付をしない理由がないということです。どうして書類が整っているのに受け取らないのかという話になります。ですので、富山県からは、先ほど事務局が説明したようなやり方で、受付をし、その上で、経緯書と意見書を添えて県に進達しなさいということで指導がされております。私たちは受け取らざるを得ない立場でもあるのです。書類が整っている以上は、受け取らない理由が無いのです。</p>
〇〇委員	<p>私はその話とは違いますが、〇〇さんからお聞きしたのですが、位置図の14ページの889-9、これは市道だと思うのですが、共同住宅を建てようとしている〇〇さんが私道だと言っているそうです。ここに何軒か家がありますが、この道を通ることはできますか。現在は雪が降ったら、除雪車が除雪をしてくれていますが、私道も除雪してもらえるのですか。</p>
〇〇委員	<p>ここは最近造成した道路ではないですか。</p>

事務局次長	この道路は、道路位置指定をされて住宅地に作られた道路です。道路位置指定について都市計画課に確認をしました。除雪をしないとか、通行止めにするとか、道路として使用できなくすることは所有者が誰であろうとできないということです。誰の所有であろうと、道路として機能を果たす必要があるということです。こちらの現在の所有者は〇〇さんだと聞いています。その次に、〇〇さんに所有が代わったというようなことは、正確には確認していません。
〇〇委員	〇〇さんが〇〇さんに売ったという話ですが。
〇〇委員	話を戻しますが、同意というものは任意で、トラブル防止のために取っていますよね。
事務局	県からの指導でも、農地転用において被害防除の観点から申請の妥当性を審査するため隣接の土地の耕作者の同意の添付を求めています。但し、どれだけ同意を求めても得られなかったという場合には、このような経緯書と農業委員会の意見書を付けて進達をするという事になっております。隣接耕作者の同意が必須ではないからいらぬということではありません。
〇〇委員	あくまでも後のトラブルを防ぐためのものですよ。
事務局長	少し言い方を変えさせていただくと、3つの点で納得がいけないということですよ。1つ目の工事説明が不十分というのは今度の事前説明会でしっかりと説明をする。2つ目の雨水排水については、少し無茶な話です。3つ目、日当たりについては、例えば10m以上なら法律でも決まっていますが、今回の建物は議論する対象になりませんから、この建物を建てて隣の人が日陰になるから、ということを行う権利が無い程度の建物です。つまり、内容についてみた時に今の3つは、しっかりとお話し下さいということですよ。同意書が無いだけで受け取らないことも許されないの、小矢部市農業委員会は受け取らざるを得ません。ですので、市では問題ないという判断をして、県に進達してはどうですかということですよ。
〇〇委員	県に進達すれば、県は許可しますよね。

事務局長	この内容であれば許可されると思います。
〇〇委員	県は、小矢部市農業委員会が支障なしとしたからいいでしょうということになりますよね。
〇〇委員	業者も農業委員会を通ったからいいでしょうということになりますよね。
〇〇委員	意見書を付けずに進達するとどうなりますか。
事務局	意見書は必要です。
〇〇委員	これで農業委員会が同意をしたことになるのは、腑に落ちません。農業委員会の意味が無い。
〇〇委員	何のためにこの総会をやっているのか、意味がありませんよね。
〇〇委員	それなら、意見書を出さずに、県の方に進達してもらえばどうですか。
〇〇委員	意見書を付けてしまうと、小矢部市農業委員会が了承をした感じになりませんか。
〇〇委員	小矢部市の農業委員は何をしていたのかということになります。いらぬのではないかと。
〇〇委員	今回、申請を受付けてしまうと、今後また、こういった申請が出てくるようになりませんか。〇〇さんには、今回は受付けるけれども、今後はきちんと事前説明をして同意をもらってきて下さいとか、言うべきことは言わないといけませんよね。
事務局長	もちろんです。
会長	この意見書はいつまで出さないといけませんか。
事務局	総会が終わった翌日には、提出することとなっております。

会長	この分だけ別に提出することはできませんか。
事務局長	事務局から同意書が出てから申請をして下さいと言いましたが、業者はどれも受け取らざるを得ないことを知っていて、取下げはしないといったことだそうです。ただ、受け付けないというわけにはいきませんので、受付けた上で、意見書を付けずに県へ上げるかどうかですよね。
事務局	補足ですが、この申請の後に、〇〇さんが来られたのですが、今後は、必ず隣接耕作者の同意は得た状態で提出して下さい、事前説明等もしっかりして下さいということは伝えております。
〇〇委員	やはりしっかりと説明に来なかったということが原因なのでしょう。
事務局	例えば、意見書の文言を変えることはできます。それによって、県がどう判断するかということはあると思いますが、申請書を返却するという事は、富山県の指示でもありますが、あってはならないと。県には進達をして下さいということでした。許可要件には合致しているのに、許可相当ではありませんが、小矢部市農業委員会として認められないという意見で出すかどうか。ただ、進達についてはしなければならぬことになっていきますので、申請書を返却するという事はできません。
〇〇委員	要するに、本日の意見を添えたもので、県に進達はしないとくいけないということですね。
〇〇委員	本日の意見を添えて出してもらえばいいと思います。
〇〇委員	でも、これは支障ありという意見ですよ。
事務局長	同意が得られていないという意味で支障があるということですよ。
〇〇委員	同意が無いということは、農業委員が調査に行っても全体が見えませんよね。地域の人々の同意があることを一つの目安として話を聞

	<p>けますよね。同意が無いと、農業委員会としては支障が無いと判断はできないということになります。</p>
事務局長	<p>それでは、今のお話の主旨をここにどれだけ反映できるかわかりませんが、会長と職務代理に確認していただいて、意見書を県にするということで、了解をいただけるならば、そのような進め方をしたいと思います。</p>
〇〇委員	<p>それしかないと思いますので、いいと思います。</p>
事務局長	<p>もし、よろしくなければ、意見書を添えずに進達します。ただ、今話し合ったことを折りこんで意見書とするというようなまとめ方をさせて下さい。支障なしとして、小矢部市農業委員会が問題なしとしたというような捉え方をされるのもどうかと思いますので。</p>
〇〇委員	<p>意見書に、農業委員の意見はこうでしたというようなことを、一筆書いていただければ。</p>
〇〇委員	<p>今日に至るまでの経過がわかるものがありますか。</p>
事務局	<p>申請者から出された経緯書については、近隣耕作者とは9月1日の土地の境界確認から顔合わせさせていただいており、10月15日と16日に、農地転用申請における近隣耕作者の同意を頂きに伺ったが、特に詳しい説明もなく同意をお願いしに行ったため、それでは同意できないと断られたそうです。その後10月18日付で申請書が提出されております。</p>
〇〇委員	<p>それでは同意できませんよね。</p>
事務局長	<p>あまり誠意は感じられませんよね。</p>
〇〇委員	<p>またこんな問題が出てきても困るので、事務局からは本日の様な話をよく業者に言ってもらって、受付していただきたいと思います。</p>
事務局長	<p>本来あるべき状態を出していただくように、しっかりと伝えていきたいと思います。</p>

〇〇委員	事務局が言われるように、しっかりと周りに説明をして、それから申請して下さいと言わざるを得ませんね。
事務局長	必須とはしていませんが、周りの同意を得た上で申請されるべきです。
会長	今言われた通り、支障なしは支障なしでいいのかもしれないですが、11月上旬に行われる説明会において、地域住民が納得し支障なしと認めれば、支障なしと認めますというような主旨でよろしいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
事務局	そのような主旨で作成します。
会長	同意が得られないことについて支障なしとする意見書を、私と職務代理が確認をして、県に提出することよろしいでしょうか。異議のある方は挙手をお願いします。
	異議なし。
会長	それでは、よろしくお願い致します。
事務局長	私は別の会議のためこれで失礼いたします。よろしくお願い致します。
	〈事務局長 退室〉
会長	それでは、内容を変更して意見書を提出したいと思います。受付番号8番についての審議が終了いたしましたので、〇〇委員にご入室いただきます。
	〈〇〇委員 入室〉
会長	それでは次に、受付番号9番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号9番は、申請者が〇〇さんです。面積が809㎡で、農家

	<p>住宅敷地への転用申請を行おうとするものです。位置図については、18 ページから 21 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知に規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号 9 番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>申請者の〇〇さんが住宅を建てるということで、位置図をご覧ください。359号線と〇〇の交差点です。現在、359号線の〇〇の交差点の拡張工事を行おうと、土地の買収が始まったところです。そこで、〇〇さんの土地が対象になったということです。申請地はご自宅の隣にあるご自分の田んぼです。そちらに住宅を新築したいということです。現在、息子さんとは別居されていますが、〇〇さんの自宅でお仕事をされているそうです。将来は一緒に住んで、こちらでお仕事もしたいということです。下水については公共下水に流し、雨水排水については、〇〇さんと申請地の間に細い道がありますが、ここに排水があり、そちらに流すということです。一部田んぼがありますが、そちらへの搬入路だけは空けて、そこから入って畑を続けていくということでもあります。〇〇区長、土改の同意書も出ております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号 10 番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号 10 番は、申請者が〇〇さんです。面積が 54 m²で昭和 49 年ごろから農家住宅敷地として違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については、22 ページから 25 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号 10 番に</p>

	<p>ついて、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告致します。申請人は〇〇在住の〇〇さんです。申請地は〇〇164-1、面積は 54 m²の田です。こちらは、〇〇さんが管理されているようで、お話を伺ってきました。〇〇さんは、建物を解体して処分したいと考えられているようで、現在駐車場になっている所が1筆、田のままだったということで、この機会に申請を行ったということです。水路の関係からも建物を建てる予定はないということで、〇〇区長、生産組合長、隣接の区長の同意や土改の意見書も付いております。無断転用ということで、始末書も添付されております。特に問題は無いと思われまますので、よろしく願い致します。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第25号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第25号については「承認」といたします。続いて、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第26号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページと4ページをご覧ください。</p> <p>受付番号29番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が386 m²で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については26ページから29ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号29番の調査報告をお願いいたします。</p>

〇〇委員	<p>それでは報告致します。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇2272番地の畑、386㎡です。位置図の26ページをご覧ください。申請地の隣で〇〇が営業されています。そちらの従業員用とお客様用の駐車場が大変不足していて、こちらに駐車場を建設したいということでした。雨水は道路南側の側溝に流します。町内会長や隣接耕作者の同意書は出ておりますので、よろしくお願ひ致します。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について何かご質問等がございますか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号30番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号30番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんです。面積が202㎡で、一般住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については30ページから32ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可条件に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号30番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、30番について報告致します。賃貸人が〇〇の〇〇さん、賃借人が〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇1005-2、田で202㎡です。位置図の30ページをご覧ください。10月の総会にも出ていましたが、〇〇の前の方です。現在、〇〇さんは〇〇のアパートにお住まいですが、ご自分の持ち家を持ちたいということで、こちらの土地を借りて建てたいということでした。敷地はコンクリート擁壁をして周囲に影響の無いようにし、排水は公共桝に、雨水は市の側溝に流します。地区の区長、隣接者の同意は得ています。以上、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はないでしょうか。</p>

会長	無いようですので、次に受付番号31番についての審議に移りますが、〇〇委員さんに関係があるため、もう一度、退室をお願いします。
	〈〇〇委員 退室〉
会長	それでは受付番号31番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号31番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が181㎡、共同住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、33ページから36ページをご覧ください。先ほど4条申請がありました、隣の土地になります。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p> <p>また、この案件につきましても農地法第4条の受付番号8番でお話させていただきましたが、隣接耕作者から同意が得られていないため、こちらも経緯書と先ほど審議いただいた意見書を添付し、県に進達します。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより受付番号31番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	<p>続いて報告致します。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇885,4、面積が181㎡の田です。位置図は33ページから36ページです。先ほど4条申請で上がりました、隣の地面です。小作に回していた田んぼが本人に返ってきて、自分では耕作できないということで、共同住宅を作るという話です。境界はコンクリートで擁壁をして土砂が流出しないようにし、雨水は自然浸透させるということです。こちら同意書が無く、意見書を付けなければならないということで、よろしくをお願いします。</p>
会長	ありがとうございます。それでは、ただいまの件についてご質問等はございませんか。

会長	<p>無いようですので、受付番号31番についての審議を終了いたします。</p> <p>〇〇委員にご入室いただきます。</p>
	〈〇〇委員 入室〉
会長	<p>それでは次に、受付番号32番と受付番号33番は関連しておりますので、続けて事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号32番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの共有名義です。17筆の合計面積が3,630㎡で、宅地分譲敷地への転用を行おうとするものです。続きまして受付番号33番は、所有権の移転ということで、譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん、外2名です。3筆の合計面積が486㎡で、宅地分譲敷地への転用申請を行おうとするものです。位置図については37ページから45ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号32番と受付番号33番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告致します。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さん、外2名です。申請地は〇〇623-1、外16筆、3,630㎡の田です。同じく譲受人が〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇627-2、外2筆で468㎡の田です。申請目的は宅地分譲をしたいそうです。敷地は泥止めをして、雨水は道路の側溝に、生活排水は公共枡に流します。近隣に迷惑はかけないということです。隣接耕作者と区長の同意書は提出されていますので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>623-1はどうなりますか。残った所は水路になりますか。</p>
〇〇委員	<p>623-1は田んぼです。</p>

事務局	一部が残るとは聞いておりません。公図と若干、形が違いますので。
会長	他に無いようですので、次に、受付番号34番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号34番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。4筆の合計面積が12,185㎡、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、46ページから49ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号34番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>それでは報告致します。譲受人が〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。砂利採取による一時転用で、合計面積は12,185㎡です。位置図は46ページをご覧ください。去年の年末に、今回の申請地の上にある畑の申請を上げまして、今年6月に変更をして、〇〇が現在ここを掘っております。47ページには、〇〇さんがあって、〇〇さんが2枚あって、〇〇さんとありますが、現状は〇〇さんの1枚の田んぼになっています。そして今回、田んぼ3枚の砂利採取をします。前は、〇〇さんから〇〇さんの所の道の淵に搬入口がありましたが、今回は〇〇さんと申請地の間の市道の方から出入りをする形になっています。掘る深さについては8メートル以内です。地権者3名と耕作者の〇〇さん、〇〇、〇〇自治会長、生産組合長、隣接者の〇〇さんの同意も得ております。よろしくお願い致します。</p>
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	質問が無いようですので、次に、受付番号35番について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>受付番号35番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、〇〇さんの持分2分の1ずつの共有名義です。譲渡人が〇〇さんです。面積が358㎡で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、50ページから52ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号35番について、調査報告をいたします。</p>
〇〇委員	<p>それではご報告させていただきます。譲受人は〇〇さん、外1名は息子さんです。譲渡人は〇〇さんです。358㎡の駐車場敷地として売買されます。現状を見てきました。位置図の51ページをご覧ください。申請地の3848番地とその下の3809番地が現在は1枚の圃場になっております。現状は草も刈られていて管理されていましたが、お米等の作付けはされていませんでした。〇〇さんにお話を伺ってきました。息子さん夫婦が家に入ることになり、車が2台増えるそうです。現在3847番地にお父さんの〇〇さんがお住まいで、こちらには2台しか停めるスペースがありません。近隣で駐車場を探されたそうですが、無かったそうです。近所の方にお話を聞いたところ、駐車場が欲しいという方が他にもおられたので、今回思い切って〇〇さんの隣の土地が空いていたので、駐車場として売買したということです。それから、位置図の52ページをご覧ください。手前を夫婦の駐車場として、残りを貸すということです。冬になると雪が積もりますので、奥の方に雪を捨てるスペースも確保したいということです。将来的にはこちらの方に息子さんの住宅も建てたいということでした。地区の区長、生産組合長、土改の同意書も出ております。申請地と3809番地の間はきちんと擁壁をして、自然勾配で道路の側溝に雨水を流します。以上です。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第26号については「承認」としてよろしいですか。</p>

全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第26号については「承認」といたします。続いて、議案第27号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第27号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案書6ページの利用権設定集計にありますように</p> <p>「10年以上」の利用権設定が2件で、面積が10,359㎡であり、新規が2件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」はありません。申請の内容は7ページに記載の通りです。併せて、別紙の富山県農林水産公社からの配分先一覧をご覧ください。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	それでは、ただ今の件についてですが、ご質問ございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第27号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第27号については「承認」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。協議事項は、今回ありません。次に、報告事項について事務局より説明をしていただきます。
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) 利用状況調査による非農地通知について 5) その他連絡事項

会長	それでは、ただいまの件についてであります。ご質問等はありませんか。
〇〇委員	57 ページの〇〇の畑は、非農地は非農地だけど、例えば原野とか山林とかでいうと、これは何ですか。
事務局	雑種地です。元々、この辺の地域は山林と聞いております。
〇〇委員	違反転用みたいな感じを受けます。うちにもトラクターも入らないような小さい田んぼがあります。雑種地にならないかと聞いたら、駐車場か何かにして転用手続きを取りなさいと言われたので。
〇〇委員	今の件について、私と〇〇委員と事務局で確認して参りました。用水もなく、田んぼができないような所でした。ですので、そこに太陽光発電を設置されていました。
〇〇委員	太陽光にする時には転用しないといけませんよね。
事務局	現状が山林で、田んぼや畑を耕作放棄でしていなくて、自然に山林になったということです。もう農地には復旧できないので、非農地判断をされたということになります。転用申請が必要になるのは、農地から自分で手を加えて造成等をした場合で、転用の申請をして許可を取らなければ無断転用となります。しかし、この件は昔から山林になってしまっていたということになります。その時点で非農地判断をして地目を変えればよかったのですが、地目で畑が残っていると知らずに雑種地にされたものです。今回正しい地目に変えようとするものです。
〇〇委員	元々は森林だったのに、畑にして使っていたということですか。
事務局	耕作していなかったもので、山林になったということです。
〇〇委員	この人はなぜ非農地の申請を出されたのでしょうか。個人で出されたのですか。
事務局	こちらは行政書士から出されまして、この2筆のやり取りをして

	<p>いて、登記簿上で畑になっているということがわかったので、ここはしっかりと登記簿の地目も名義も変えておこうということで、出されました。</p>
〇〇委員	<p>この太陽光の地面は4反か5反くらいありますが、この全部の地目が山林でしたか。</p>
〇〇委員	<p>農業委員会に申請が上がっていないということは農地ではないということだと思います。その中の一部が農地だったので申請を出されたということですね。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。話しが変わりますが、総会が始まる前に事務局と話をしていましたが、皆さんの任期がある内にもう一度、農家訪問をしたいという話をしていましたので、また頭の片隅に入れておいてほしいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を〇〇職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>皆さん、大変長時間、慎重審議をしていただき、ありがとうございました。利用調査につきましても、委員の皆さんで訪問しましたが、有効な結果が出たのではないかと思います。この後、また任期中に訪問しないといけないということで皆さんまたよろしくお願いします。それから、先日、会長の代わりに小浜の方へ研修に行っていました。平成10年くらいから圃場整備を始めて、それもまだ中間管理機構が中に入ったような形でやっておられて、そしてそれをやった時に初めて生産組合ができたとかいう所でした。平成18年に完成したそうですが、年寄りばかりで若い後継者がいないということでした。26年ごろにやっと営農組織や集落ができたそうです。小矢部市は条件が良い所だなと思って聞いてきました。またこの後、県の農業委員会の研修会もありますので、ご出席をよろしくお願いします。本日は長時間、ありがとうございました。</p>
	<p>— 11月総会終了 —</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和元年 11 月 1 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 2 番 宇 川 傳 治

3 番 中 島 一 朗